

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：32651

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02459

研究課題名(和文) 小児医療者を対象とした子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムの開発と検証

研究課題名(英文) Development and verification of educational programs for pediatric health care professionals to enhance their ability to advocacy for children's rights.

研究代表者

高橋 衣 (Takahashi, Kinu)

東京慈恵会医科大学・医学部・教授

研究者番号：90389734

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、総合病院で子どもに携わる看護師のための子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムを開発し、臨床での実践と検証を行い教育モデルとして一般化を図ることを目的としたものである。第1段階：教育プログラムの再構築、第2段階：教育プログラムの実践と検証、第3段階：教育プログラムの一般化と普及を実施した。結果、「子どもに携わる看護師のための子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラム(初級編)」を開発し、研修の企画者用と受講者用パンフレットを作成した。小児病棟を持つ400床以上の全国552の医療施設に普及に努めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「子どもに携わる看護師のための子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラム(初級編)」の開発と全国への普及は、総合病院における子どもの権利擁護に特化した教育研修を容易に計画できる。また、プログラムを受講した看護師の存在によって、医療を受ける子ども達の権利が擁護され質の高い看護を受けることができる。また、看護師の子どもへの権利を擁護する姿勢は、共に働く他職種のメンバーにも効果的な影響をもたらす。子どもの権利擁護の実践が拡大していくこととなる。さらに保護者にとって、子どもへの関わり方のモデルとなり、社会で起きている子どもの権利侵害の問題に対しても効果的影響をもたらすと考える。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to develop an educational program for pediatric nurses in general hospitals to enhance their ability to advocate for the rights of children, and to generalize the program as an educational model through clinical practice and verification. The first stage: the reconstruction of the educational program, the second stage: the practice and verification of the educational program, and the third stage: the generalization and dissemination of the educational program. As a result, we developed an "Educational program for pediatric nurses to enhance their ability to advocate for children's rights (Elementary)" and prepared training planners and student pamphlet. Efforts were made to disseminate it to 552 medical facilities nationwide with more than 400 beds with pediatric wards.

研究分野：小児看護学

キーワード：小児看護 子どもの権利擁護

1. 研究開始当初の背景

子どもは、成長・発達途上にあり身体的・精神的・社会的にきわめて脆弱で、最も権利を侵害されやすい存在である。子どもを取り巻く家族・医師・教員といった大人たちは、子どもの最善の利益を考えて子どもを支援しているが、小児医療に携わる医師・看護師の「子どもの権利」意識の低さ(西村,医療・生命・倫理社会,2009)、看護師が倫理的実践に至っていない現状と対策(日本小児看護学会,2010) 医師と看護師が子どもの倫理的課題解決を共有する難しさ(高橋,2016)など、医療において子どもの権利擁護が実践されていない現状がある。本研究では、「小児医療者を対象とした子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラム」を開発し、実践・検証・一般化・普及することによって、医療を受ける子ども達の権利が擁護されることを実現したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、総合病院で子どもに携わる医療者のための子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムを開発し、臨床での実践と検証を行い教育モデルとして一般化と普及を図ることを目的とする。本研究の学術的独自性は、図2に示すように、以下の3点である。いずれも、子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムとして新しい取り組みである。

- (1) 子どもの権利条約を小児医療の具体的場面に適応し、教育プログラムの再構築をする。
- (2) 一般の方に研修協力者として参加して頂き、医療者間の偏った価値観を変容させるように教育プログラムの再構築をする。
- (3) 医療現場で臨床倫理の営みを適切に遂行することを支援するツールとして代表的な「臨床倫理シート」導入により、子どもの倫理的問題を他職種で検討するように教育プログラムの再構築をする。

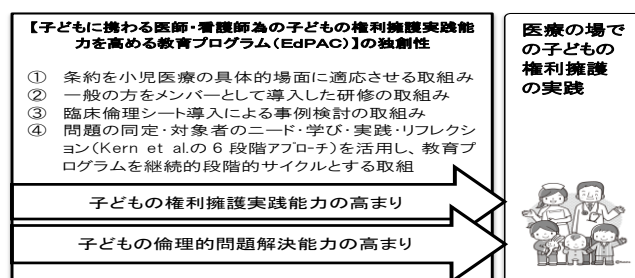


図2 本研究の独自性

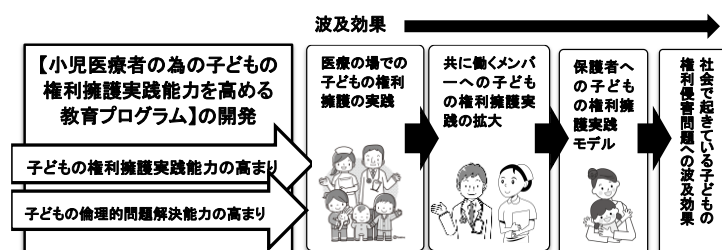


図4 本研究の波及効果

教育プログラム開発の目的を達成できた場合、その波及効果は、図4に示すように、プログラムを受講した子どもに携わる医療者の存在によって、医療を受ける子ども達の権利が擁護されるということである。また、医療者の子どもの権利を擁護する姿勢は、共に働く他職種のメンバーにも効果的な影響をもたらし、子どもの権利擁護の実践が拡大していく。さらに医療者の子どもの権利擁護の姿勢が保護者に対するモデルとなり、社会で起きている子どもの権利侵害の問題に対しても効果的な影響をもたらすと考える。

3. 研究の方法

本研究プロセスは図5のように3段階で構成した。これまでの実践の現状問題を踏まえ、第1段階は、小児に特化した教育プログラムとして再構築。構築する取り組みは、条約を小児医療の具体的な場面に適応させる取り組み、一般の方をメンバーに加える研修の取り組み、臨床倫理シート導入による事例検討の取り組み、問題の同定・対象者のニーズ・学び・実践・リフレクションの取り組み(Kern et al.の6段階アプローチ)、継続的段階的研修の取り組みである。第2段階は、再構築した教育プログラムのデモ実践と、教育プログラムの検証である。評価方法は、参加者感想からの質的分析、子どもの権利擁護実践尺度、改訂版道徳的感受性質問紙日本語版(J-MSQ)、Collaborative Practice Scales 日本語版などから評価した。第3段階は、検証をもとに教育プログラムを一般化し、普及に努めた。

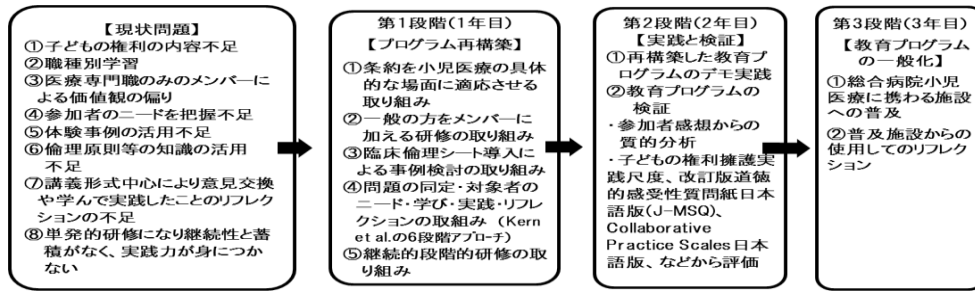


図5 現状問題と研究のプロセス

4. 研究成果

(1) 第1段階

第1段階は、小児に特化した教育プログラムとして再構築を行った。2018年に、子どもに携わる看護師の子どもの権利擁護実践に関わる問題を文献・研究メンバーの体験から明らかにし、プログラム構成の検討を進めた。中心となった文献は、高橋衣(2016)である。構築するための取り組みは、①「子どもの権利条約」を小児医療の具体的な場面に適応させる取り組みは、日本看護協会(1999)「小児看護領域で特に留意すべき子どもの権利と必要な看護行為」と日本小児看護学会編(2010)「小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針.日本小児看護学会倫理委員会」を参考に実施した。②一般の方をメンバーに加える研修の取り組みは、子どもの難病支援ネットワークのご協力より、入院経験のある母親4名に協力をいただきグループメンバーとして参加いただいた。③臨床倫理シート導入による事例検討の取り組みは、その開発者である会田薫子先生を研究メンバーとして迎え、臨床倫理シートの学習会・教育プログラムでの活用方法の検討を実施した。④問題の同定・対象者のニーズ・学び・実践・リフレクションの取組み(Kern et al.の6段階アプローチ)は、2018～2020年度まで会議を開催しつつ、プログラムの内容を検討した。

結果、「子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラム級(初級編)」(案1)の完成に至った。案1の内容は、4つのプログラムで構成され、1日を研修とするものであり、グループメンバーは、看護師・医師・保育士・保護者で構成された。

子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラム級(初級編)」(案1)

- プログラム① アイスブレイキング「リラックスしてお互いを知ろう！」
- プログラム② 「子どもの権利擁護をめぐるってどんなことが起きているの？」
- プログラム③ 他職種との子どもの権利擁護実践の協働体験「困ったときはどうしたらの？」
- プログラム④ take-home message/病棟に持ち帰ってほしいメッセージ

(2) 第2段階

第2段階は、再構築した教育プログラム:子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラム級(初級編)」(案1)のデモ実践と、教育プログラムの検証を行った。評価方法は、参加者の感想からの質的分析、高橋・瀧田(2019)「子どもの権利擁護実践尺度」、大出(2019)「看護師の倫理的行動尺度改訂版」を利用して看護師受講者の3か月後6か月後の検証を行った。東京慈恵会医科大学倫理委員会承認番号 31-087(9586)。



① 第67回小児保健協会学術集会 発表内容 2020/6/27

【課題名】子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラムの開発と検証-第1段階・第2段階の報告-【結果】第1段階では、1)リラックスして相手を知ろう 2)子どもの権利擁護をめぐるってどのようなことが起きているの 3)他職種との子どもの権利擁護実践の協働体験-困った時どうしたらいいの- 4)take-home message-病棟に持ち帰ってほしい研修体験-の4部構成であり、講義・寸劇・グループワークを盛り込んだプログラムを構築することができた。第2段階は、病棟のカンファレンスを想定し、大学病院において子どもに携わる小児看護師経験年数3年-5年の看護師6名、小児病棟に勤務する医師3名、小児病棟に勤務する保育士3名、子どもの入院経験のある保護者3名、計15名を3グループで行った。結果、参加者全員のプログラム目標の評価(5段階評価)は、平均値 4.7±SD であった。看護師の子どもの権利擁護実践状況は、

追跡中である。【考察】作成したプログラムを多施設で実施するためには、短時間でシンプルに再構成し、事前学習の設定、講義内容の電子化、事例寸劇のイラスト化が必要である。看護師の子どもの権利擁護実践状況についての追跡結果も踏まえ、さらに検討して第3段階に進めたいと考える。

② 第68回小児保健協会学術集会 発表内容 2021/6/16

【課題名】子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラム(初級編)の開発と検証-プログラム受講後の子どもの権利擁護実践状況-

【方法】受講した看護師5名を対象に、プログラム受講直前・3か月後・6か月後に、尺度測定とインタビューを行った。尺度分析は、Friedmanの検定と単純集計、インタビュー内容は記述的内容分析を行った。【結果】Friedmanの検定では、受講直前・3か月後・6か月後に有意差は見られなかった。「子どもの権利擁護実践能力尺度」(1.全く当てはまらない 2.当てはまらない 3.どちらともいえない 4.当てはまる 5.非常に当てはまる)の5段階の単純集計(平均値)では、[子どもへの説明と意思を確認する力]の項目は、直前(3.5)、3か月後(3.6)、6か月後(3.9)と上昇した。一方[子どもの権利を擁護していない医療スタッフとの調整する力]の項目は、直前(3.6)、3か月後(3.7)、6か月後(3.4)と3か月で上昇したものの6か月後は低下した。[子どもと家族を理解し支援する力]の項目は、直前(4.3)、3か月後(3.6)、6か月後(3.5)と低下した。

インタビューでは、受講直後は【子どものことを考え診療・看護をしたい】【他職種で子どもの権利擁護について考える機会を大切にしたい】であった。3か月6か月後は【子どもに合わせて説明し意思を確認している】【子ども・家族と話す機会を持っている】【カンファレンスを提案している】一方で、【医師保育士と子どもについて話す時間と場がない】【子ども主体に考えないスタッフに何も言えない】【子どもと家族に関わることを業務とみなされない】というジレンマを強めていた。【結論】「子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高める教育プログラム(初級編)」は、子どもの権利擁護実践能力・看護師の倫理的行動を受講直前と比較すると、受講後3か月まで高めており、効果的なプログラムである人が示された。また、6か月には低下していることから、6か月に1回程度の研修の必要性が示唆された。さらに、困難として、スタッフ間の認識の共有や協力に関連する内容が多かったことから、[小児病棟で働く多職種ミックスグループ]で研修するプログラムの必要性が示唆された。

③ パイロットテスト結果に基づいての「子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムの(初級編)のプログラム」の改訂 表1

パイロットテストで明らかになった課題を基にプログラムの修正を行った。また、パイロットテスト後に世界的なCOVID-19のパンデミックがあり、対面での研修が難しくなることが予測され、遠隔研修方法も盛り込む必要性を検討して修正案を完成させた。なお、研修企画者・ファシリテーター用/受講者用を作成した。プログラムは、全体使用時間4時間。半日で終了するプログラムとした。

(3) 第3段階

第3段階は、検証をもとに教育プログラムを一般化し、普及に努めた。普及の方法としては、教育プログラムをパンフレットとして作成し、小児病棟を持つ400床以上の全国552の医療施設に普及に努めた。以下配布した施設名である。プログラムに沿って子どもの権利擁護について研修を企画する施設には、すべてのプログラムの音声入りを作成し、遠隔研修も実施できるようにUSBに保存して郵送した。また、2022年度の小児看護学会学術集会と連携してセッション等を企画する予定である。

【参考文献】

- 1)高橋衣. 小児看護に携わる看護師の子どもの権利 擁護実践に至るプロセス. 日本小児看護学会誌. 2016;25(2):8-15
- 2)栃木県弁護士会「医療における子どもの人権を考えるシンポジウム」実行委員会. 医療における子どもの人権, 明石書店. 2007.4.
- 3)西村高宏. 「保護主義的子ども観」を超えて—日本の医療における子どもの権利を考える. 医療・生命と倫理・社会. 2009;8(1):39-55.5.
- 4)日本小児看護学会編. 小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針. 日本小児看護学会倫理委員会. 2010.6.
- 5)清水哲郎.「臨床倫理ネットワーク日本」[インターネット].[検索日 2021年5月9日]
<http://clinicaethics.ne.jp/cleth-pri/>
- 6)高橋衣 瀧田浩平.子どもに携わる看護師の子どもの権利擁護実践能力尺度の開発:信頼性・妥当性の検証. 日本看護倫理学会誌.2019;11(1):30-39.
- 7)大出順. 看護師の倫理的行動尺度改訂版の作成日本看護倫理学会誌.2019;11(1):13-19

表 1: 「子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムの(初級編)のプログラム」

プログラム内容	時間例	項目	担当者
オリエンテーション	13:00-13:10	・企画者自己紹介 ・研修の目的、全体の構成について ・レクチャーマナーについて	担当: 企画責任者
【プログラムⅠ】 【目的】 リラックスしてお互 いを知ろう	13:10-13:20 13:20-13:40	1. リラックスゲーム(グループ) 10分 2. 自己紹介(グループ) 20分 1)子どもの権利擁護で気になっている 場面について	進行:企画者 ファシリテーター
【プログラムⅡ】 【目的】 小児病棟で起こって いる子どもの権利擁 護の侵害と対策につ いて考えよう	13:40-13:50 13:50-14:20 14:20-14:30	1.子どもの権利擁護に関連した場面の 共有 1)事例の紹介(寸劇) 10分 2)感想を語り合う(グループワーク)30分 3)感想を発表する(全体)10分	進行:企画者 寸劇:企画者 ファシリテーター
	14:30-14:45	2. 病棟でどのような権利擁護の侵 害が起きているの-子どもの権利擁護 と小児看護師の役割-(講義)15分	講義:企画者 or 講師
	14:45-15:00	3.プレパレーション(講義)15分	講義:企画者 or 講師
	15:00-15:20	4.子どもの権利を擁護していくに はどうしたら良いのかを考える(グル ープワーク)20分	進行:企画者 ファシリテーター
休憩 10分[15:20-15:30]			
【プログラムⅢ】 【目的】 困った時どうしたら いいの?	1.2 事前学習 15:30-16:10 16:10-16:20	1.倫理的課題の検討(事前学習動画) 2.事例の紹介(事前学習動画) 3.事例の検討 GW 40分 4.グループ毎に発表/コメント 10分	進行:企画者 ファシリテーター
【プログラムⅣ】 【目的】 Take-home message/病棟に 持ち帰るメッセー ジ	16:20-16:35 16:35-16:55	1.チームで子どもの権利擁護の実践を 高めるために(講義) 15分 2.Take-home message 20分 /病棟に持ち帰るメッセージ 1)子どもの権利擁護を実践するた めに、職場に帰ってできることは? 2)看護師さんが子どもの権利擁護を 実践できるように他職種が協力が できることは? [医師・保育士]	進行:企画者 ファシリテーター
まとめ	16:55-17:00 17:00 終了	・資料 2: 終了時調査用紙アンケート記入 ・企画者まとめのあいさつ 5分	

■研究メンバー

高橋 衣 東京慈恵会医科大学医学部看護学科 研究代表者
 三浦 靖彦 東京慈恵会医科大学柏病院総合診療科
 遠藤 里子 東京慈恵会医科大学医学部看護学科
 瀧田 浩平 埼玉県立看護大学保健医療福祉学部看護学科
 平野 大志 東京慈恵会医科大学附属病院小児科
 永吉美智枝 東京慈恵会医科大学医学部看護学科

■連携研究者

会田 薫子 東京大学人文社会系研究科死生学・応用倫理センター上廣講座
 日沼 千尋 天使大学看護栄養学部看護学科
 山田咲樹子 東京女子医科大学看護学部
 中山紗野子 東京慈恵会医科大学付属病院

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋衣
2. 発表標題 子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高めるプログラムの開発と検証-第1段階・第2段階の報告-
3. 学会等名 第67回日本小児保健協会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高橋衣
2. 発表標題 子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践を高めるプログラムの開発と検証-プログラム受講後の子どもの権利擁護実践状況-
3. 学会等名 第68回日本小児保健協会学術集会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究において「子どもに携わる看護師を対象とした子どもの権利擁護実践能力を高める教育プログラムの(初級編)のプログラム」の企画者用パンフレット(全54ページ)・受講者用パンフレット(前54ページ)を作成した。また、パンフレットをCOVID-19への対応策として、音声入り動画パンフレットを作成し、遠隔での研修も可能とした。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	永吉 美智枝 (Nagayoshi Michie) (30730113)	東京慈恵会医科大学・医学部・准教授 (32651)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	三浦 靖彦 (Miura Yasuhiko) (40181854)	東京慈恵会医科大学・医学部・教授 (32651)	
研究分担者	平野 大志 (Hirano Daishi) (90424663)	東京慈恵会医科大学・医学部・講師 (32651)	
研究分担者	瀧田 浩平 (Takita Kohei) (90749392)	埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教 (22401)	
研究分担者	遠藤 里子 (Endou Satoko) (20788385)	東京慈恵会医科大学・医学部・助教 (32651)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関